

校則（令和4年4月改訂）

生徒は本校の教育目的および指導方針を理解し、校訓を実践して、明朗な学校生活を営まなければならない。

生徒の日常生活のなかで心得なければならない事項はおおむね次の通りである。

I 服装について

高等学校生徒としての本分をわきまえ、本校指定の制服を整え、常に清潔質素を旨とする。式典等の場合には、それぞれの時期にもとづく制服を着用して出席する。

男子

1. 黒の標準詰襟学生服とする。本校指定のボタン（大・小）をつける。白色のワイシャツ（本校指定のワッペン付）を着用する。カラーの付いたものを着用する。夏季（6月1日～9月末日）は夏季略装でもよい。
2. 科別バッジは、左襟の決められた位置につける。
3. シャツはズボンの中に入れ、ベルトをする。
4. ベルトは革製とし、色は黒で無地とする。布製のベルトやサスペンダーは禁止とする。

女子

1. 指定のブレザー、リボン、スカート及び白のブラウス、ワイシャツを着用する。スラックススタイルはネクタイを着用する。夏季略装期間（6月1日～9月末日）は本校指定のベストセーターを着用すること。
2. スカートの折らずに購入した時の長さで履く。
3. 科別バッジは、ブレザーの左襟につける。

男女共通

1. 服装
 - ①ワイシャツは白（柄なし）を着用する。開襟シャツ、ボタンドウン等は禁止とする。
 - ②セーター、ベストセーターについて、学校指定のセーター・ベストセーターのみとする。
 - ③ビステ、タートル、ハイネックまたはトレーナー、パーカー等の衣料を学生服、ブレザーの下に着用することは禁止する。
 - ④レインコート、防寒衣料は、すべて質素な無地物とし、色は黒、紺、薄茶、グレー系統とする。飾りの付いたものの着用は禁止とする。
2. 髪、ひげについて

常に清潔を旨とし、前髪は眉毛、横は耳、後ろは襟にかからないこと。

① 染色（茶髪、部分的なヘアマニキュア、脱色等）は禁止とする。

② パーマ等で頭髪を加工することは禁止とする。

③ 以下のような頭髪は禁止とする。

- ・刈りあげた部分と他の部分に不自然な段差がある。
- ・刈りあげた部分に長い髪が覆い被さっている。
- ・左右非対称の刈りこみ
- ・その他、不自然、奇抜な髪型

④ ひげを伸ばすことは禁止とする。

3. アクセサリーについて

① ピアス・ネックレス・指輪などアクセサリーを身に着けることは禁止する。

② 化粧等（装飾品、アイプチなど）・カラーコンタクトは禁止とする。

4. 履物は使用区分を守り、その他は禁止する。

- ・登下校には、革靴・スニーカーまたは運動靴を使用する。
- ・校舎内では、学校指定の上履き用運動靴を使用する。
- ・グラウンドおよびテニスコート内では学校指定のグラウンド用運動靴を使用する。
- ・体育館内では、学校指定の体育館用運動靴を使用する。
- ・至誠館（武道場）では、裸足または学校指定の体育館用運動靴を使用する。

5. かばん

学生用かばん、スポーツバッグ、デイバッグ等とし、ブックバンド、紙袋、ビニール袋、布袋等は禁止とする。

II 登校・下校について

1. 登校

- ① 遅刻、欠席のないように努める。
- ② 始業時刻、終業時刻は別に定める。
- ③ オートバイ通学は禁止とする。

2. 下校

最終下校時刻は17時00分とし、定時制の授業の妨げにならぬこと。

3. 無断早退、外出の禁止

始業時刻から終業時刻までは無断での早退、外出は一切認めない。やむを得ず外出する際は、その理由を生徒手帳の外出届欄、あるいは所定の外出届に記入し、学級担任または、関係職員の許可を得る。（早退の届け出の方法は、V、遅刻・早退・欠席・忌引・休学についてを参照のこと）また、許可を得て外出のときは、必要に応じて、外出届を提示する。

Ⅲ 学校内の生活について

1. 高価なものや学業に不必要なものは持ち込まない。持ち物は責任を持って所定の場所に保管する。すべての所持品に記名し、不要なものは所持しない。
2. 暴力行為は理由の如何にかかわらず認めない。いじめ、もしくはいじめと思われる行為は認めない。
3. 学校の内外を問わず、飲酒喫煙を禁止とする。喫煙器具や電子タバコなどの所持やノンアルコールビール等も禁止とする。麻雀及びギャンブル性のある遊戯は禁止とする。
4. 各種運動用具の無断使用を禁止する。
5. 教室や廊下でのボール遊び等は禁止する。
6. 携帯電話等の通信機器については、授業の妨げにならないように電源を切っておく。
7. 自販機の取り扱いについて
休み時間、放課後以外は購入しない。(授業に支障をきたすような時間帯に購入をしてはいけない) 空き容器は、分別して処理する。
8. 駐輪について
 - ①学年で定められた場所に駐輪すること。
 - ②学校の登録シールが貼ってあること。
 - ③自立できない自転車、ブレーキがついていないなど道路交通法に違反する自転車は許可しない。

Ⅳ 学校外の生活について

1. 交通事故・街頭補導・不良行為による被害などの事実があったときは、その大小にかかわらず速やかに、学級担任または日直職員に連絡する。特に休日または休業中は機を逸することなく連絡する。
2. アルバイトは原則として禁止とする。

Ⅴ 遅刻・早退・欠席・忌引・休学について

1. 遅刻・早退・欠席の場合は原則として、事前連絡を学級担任に行う。
2. 遅刻・早退・欠席の際は、生徒手帳の諸届欄に保護者が記入捺印し、学級担任に提出する。
3. 予測しない遅刻については、登校後、速やかに授業担当の職員にその事情を告げ、授業終了後、学級担任に必ず届け出ること。登校後、体調等やむ得ぬ事情で早退する必要が生じたときは、必ず学級担任に届け出て、許可を得てから下校すること。

4. 休学については保護者から学級担任に連絡し、速やかに手続きをとる。
5. 忌引きについては次の通りとする。
 - 1) 父母 7日以内
 - 2) 祖父母 3日以内
 - 3) 兄弟姉妹 3日以内
 - 4) 伯叔父母 1日以内

VI 定期考査について（諸注意）

1. 座席の配列は教卓に向かって左側前列より出席番号順に座る。
2. 教科書、ノート等はかばんに入れて椅子の下に置く。
3. 消しゴムその他の賃借は一切禁止とする。
4. 不正行為は絶対にしない。（下敷きの使用は不可）不正行為については厳しく指導する。
5. 原則として途中退出は認めない。
6. 遅刻した者は残余の時間で受験する。
7. 正当な理由なく欠席した者はその教科の追考査等を認めない。
8. 携帯電話等の通信機器は、電源を切ってかばんにしまう。時計の代わりとして机の上に置くことは禁止する。違反した場合は、不正行為として扱う。
9. 監督の指示に従うこと。
10. 考査に関係ないものは、かばんにしまい、考査中はさわらないこと。

VII 礼儀について

学校生活において、互いを尊重しあい友人間においても礼儀を尽くす。蔵前工業高校としての誇りを持ち、常に服装、態度、言動などに注意を払う。

VIII

休日、休業中における学校施設の利用については、必ず事前に担当教職員の許可を得ること。特に登下校の時間は厳守すること。